

北海道液化石油ガス関係事故措置要綱

I 総則

1 目的

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）に係る事故が発生した場合の、北海道における連絡方法、対応措置、処分方法、対策の確立方法等の事故後の措置の実施の細目を定めることにより、事故に伴う業務の迅速、かつ、適確な処理を図ること目的とする。

2 液化石油ガス法に係る事故の定義等

(1) LPガス事故

液化石油ガス法に係る事故とは、液化石油ガス法が適用対象となる貯蔵施設、充てん設備（供給設備に接続しているもの又は充てん設備の使用の本拠の所在地にあるものに限る。）、一般消費者等に係る供給及び消費段階に発生したものであって、次の各号の一に該当するもの（以下「LPガス事故」という。）をいう。

- ① 漏えい 液化石油ガス（以下「LPガス」という。）が漏えいしたもの。
(火災に至らず、かつ、中毒・酸欠等による人的被害のなかったものに限る。)
ただし、接合部等からの微量の漏えい（ネジ又はゴム管接合部等に石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度）は除く。
- ② 漏えい爆発 LPガスが漏えいしたことにより、爆発が発生し、又は爆発による火災に至ったもの。
 - イ. 漏えい爆発（漏えいしたガスによる爆発のみの場合）
 - ロ. 漏えい爆発・火災（漏えいしたガスによる爆発後火災の場合）
- ③ 漏えい火災 LPガスが漏えいしたことにより火災（消防が火災と認定したものに限らない。）に至ったもの。（上記②を除く。）
- ④ 中毒・酸欠 LPガス消費設備の不完全燃焼又はLPガス若しくは排気筒等からの排気ガスの漏えいにより、一酸化炭素中毒又は酸素欠乏の人的被害のあったもの。

(2) 充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難

次の各号の一に掲げるものに限る。

- ① 供給設備のうち、消費設備に接続しているもの。
- ② 消費設備（移動中のものを除く。）
- ③ 貯蔵施設に貯蔵してあるもの。

(3) その他事故

次の各号の一に掲げるものは、LPガス事故には該当しない。

- ① 自殺、故意、いたずら等が原因による事故。
- ② 自然災害による事故。（事故原因が地震時の転倒防止措置の不備、落雪等の防止対策（雪囲い、保護板の設置等）の不備等、保安対策が不十分であると認められる場合を除く。）
 - 例）地震による家屋の倒壊に伴う設備の破損等の事故。
 - 例）洪水・土砂崩れ等による設備の破損等の事故。
- ③ カセットコンロ及びカセットコンロ用容器等に係る事故。
- ④ LPガスの漏えいがない状態で、LPガス燃焼器具（これらに付帯するものを含む。）が過熱し、又は故障したもの及び燃焼器具の炎が周囲の物に燃え移ったことによる火災等。
- ⑤ その他上記(1)に掲げるLPガス事故に該当しない事故。
 - 例）自動車の飛び込みによる事故。

3 事故の規模の定義

事故の規模の分類は、以下のとおりとする。

(1) A級事故

L P ガス事故のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 死者5名以上のもの。
- ② 死者及び重傷者が合計して10名以上のものであって、①以外のもの。
- ③ 死者及び負傷者（軽傷者含む）が合計して30名以上のものであって、①及び②以外のもの。
- ④ 爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の破壊、倒壊、滅失等甚大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が概ね5億円以上）が生じたもの。
- ⑤ 大規模な火災又はガスの大量噴出・漏えいが進行中であって、大きな災害に発展するおそれがあるもの。
- ⑥ その発生形態、影響程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合、テロによるもの等）等について、テレビ、新聞等の取扱い等により著しく社会的影響・関心が大きい（※1）と認められるもの。

（※1：NHK全国放送／民間全国放送／全国紙等で10社以上の報道がなされている場合を目安とする。）

(2) B級事故

A級事故以外であって、L P ガス事故のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 死者1名以上4名以下のもの。
- ② 重傷者2名以上9名以下のものであって、①以外のもの。
- ③ 負傷者6名以上29名以下のものであって、①及び②以外のもの。
- ④ 爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の損傷等の多大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が概ね1億円以上5億円未満）が生じたもの。
- ⑤ その発生形態、影響の程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合等）について、テレビ、新聞等の取扱い等により社会的影響・関心が大きい（※2）と認められるもの。

（※2：NHK全国放送／民間全国放送／全国紙等で3社以上の報道がなされている場合を目安とする。）

(3) C級事故

A級事故及びB級事故以外のL P ガス事故であって、次の「C1級事故」又は「C2級事故」のいずれかに該当するものをいう。

なお、「充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難」は、C2級事故として取り扱う。

【C1級事故】

- ① 負傷者1名以上5名以下かつ重傷者1名以下のもの。
- ② 爆発・火災等により建物又は構造物の損傷等の物的被害が生じたもの。

【C2級事故】

- ① C1級事故以外のL P ガス事故。

4 人的被害の定義

液化石油ガス法における人的被害の定義は、以下のとおりとする。

(1) 死 者

事故発生後、5日（120時間）以内に死亡が確認された者。

(2) 重傷者（CO中毒等、外傷を伴わない場合は、「重症者」という。）

事故発生後、30日以上の治療を要する負傷した者。

(3) 軽傷者（CO中毒等、外傷を伴わない場合は、「軽症者」という。）

事故発生後、30日未満の治療を要する負傷した者。

II L P ガス事故が発生した場合における措置

1 L P ガス事故発生時の連絡

- (1) 事故（その他事故も含む）が発生したことを覚知したときは、速やかに電話等により経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課（以下「本庁担当課」という。）に連絡する（本庁担当課にあっては北海道産業保安監督部に連絡する）。
- (2) A級事故、B級事故又はC級事故のうち消費者安全法（平成21年法律第50号）の

- 重大事故等(下記参照)に該当する事故が発生したことを覚知したときは、勤務時間外(夜間・休日)であっても本庁担当課の関係者(自宅・携帯電話等)に連絡する(本庁担当課にあっては北海道産業保安監督部担当課長に連絡する)。
- (3) ただし、勤務時間外にC級事故が発生したことを覚知したときは、直近の出勤日に速やかに本庁担当課に連絡する。
- (4) 事故の連絡は、様式1に掲げる項目について行う。ただし、事故発生直後で不明確な項目のある場合には、知り得る限りの情報を連絡することとし、その後情報が得られた項目については、随時連絡すること。
- (5) 事故覚知の時点で、LPGガス事故の疑いがある場合は、現時点で不明である旨を申し添える。また、原因が特定されるまでは、LPGガス事故として対応し、原因が判明した時点で、その旨を連絡する。

(注)消費者安全法の重大事故等の定義(概要)

- ①消費者が、事業者に提供等する商品・役務・工作物等を使用して、現に、生命又は身体に次のいずれかの被害が発生した場合
- (i) 死亡
 - (ii) 治療期間30日以上の負傷・疾病、一定程度の後遺障害
 - (iii) 一酸化炭素中毒

②消費者が通常有すべき安全性を欠く商品・役務を使用等した場合であって、①の被害を発生させるおそれがあるものとして、以下のいずれかの事態に該当する場合(いわゆるヒヤリハット事案)

- 生じた事態
- (i) 安全基準に違反し、かつ飲食物以外の物品等の重要な部分に破損・故障・汚染・変質等の変化が生じた事態
 - (ii) 安全基準に違反し、かつ飲食物に毒物・劇物等が含有・付着した事態
 - (iii) 窒息その他生命・身体に著しい危険が生じた事態
 - (iv) 火災その他の著しく異常な事態

2 本庁における緊急報告

事故の連絡を受けた場合、事故の規模、態様に応じて、府内関係者へ緊急に報告を行う。

事故の規模、態様と報告先は、別紙のとおりとし、本庁担当課は、様式1の項目から「知事への連絡事項」等による報告書を作成し、上司の指示を受け、報告を行う。
続報があった場合も、同様に必要な報告書を作成し、報告するものとする。

3 LPGガス事故現場への職員派遣

- (1) A級事故又はB級事故が発生した場合、安全が確保されたことを確認したうえで、速やかに事故現場に赴き、様式1に掲げる項目について、事故現象がCO中毒事故である場合は様式4、埋設管事故である場合は様式5に掲げる項目についても、調査を行う。
- (2) C級事故が発生した場合、調査が必要と判断された場合にあっては、事故現場に赴き、様式1掲げる項目について調査を行うことを妨げない。
- (3) A級事故又はB級事故が発生した場合は、現地調査の途中経過を状況に応じて本庁担当課に報告する(本庁担当課にあっては北海道産業保安監督部に報告する)。ただし、本庁担当課等(経済産業省商務情報政策局産業保安部門又は北海道産業保安監督部含む)が現地調査を実施しているときは、この限りでない。

4 液化石油ガス販売店立入検査の実施

- (1) A級事故又はB級事故の場合は、液化石油ガス販売店立入検査を実施する。立入検査に当たっては次に掲げる事項を中心に行うこと。
- ① 当該事故に係る一般消費者等の保安状況を把握するため、保安台帳等で確認し、関係帳簿等のコピーの徴取を求める。

- ア 保安台帳の記載状況
 - イ 供給設備点検・消費設備調査等の実施状況
 - ウ 周知の実施状況
 - エ 書面交付状況
 - オ 緊急保安台帳の記載状況（事故発生消費者等からの緊急時連絡等）
 - カ 安全装置設置状況（ヒューズガス栓、マイコンメーター、ガス漏れ警報器、CO警報器等）
- ② 全体の保安状況等の把握（液化石油ガス販売店立入検査表による。）
 - ③ CO中毒事故にあっては様式4に掲げる事項、埋設管事故にあっては様式5に掲げる事項の把握
 - ④ その他、行政が指導している事項に関する取り組み状況の把握

(2) C級事故についても必要に応じ液化石油ガス販売店立入検査を実施する。立入検査に当たっては上記(1)①～③と同様とする。

5 措置

- (1) 事故の原因（直接的、間接的発生原因、被害拡大原因等）を究明するための調査検討を行う。
- (2) 事故の再発を防止するための対策を検討する。
- (3) 法令違反（事故原因に関わりのないものも含む。）の有無及び事故の責任の所在を調査する。
- (4) 共同住宅における事故の場合においては、同じ住宅の他の入居者に対し注意喚起等の必要な指導を行う。
- (5) 事故の連絡は結果報告の状態がほとんどであるが、二次災害の可能性もあるため、事故のその後の展開にも十分留意する。
- (6) 重要な事項については必要に応じ本庁担当課（本庁担当課にあっては北海道産業保安監督部）と協議する。
- (7) 事故発生総合振興局及び振興局（以下、「総合振興局等」という。）と所管総合振興局等（国所管を含む）が異なる場合、事故発生総合振興局等は、事故報告の内容及び前記の(1)から(4)の結果を所管総合振興局等（国所管の場合は本庁担当課）に通知する。
権限移譲先市町村における事故については、本庁担当課又は所管総合振興局等は事故報告の内容及び前記の(1)から(4)の結果を権限移譲先市町村に通知を求めることがある。

6 事故の再発防止対策等

- (1) 所管総合振興局等は、事故の原因が販売事業者等の法令違反にあると判断した場合は、必要な指導又は処分を行う。
- (2) 事故の内容に応じ、必要と認めるときは次に掲げる対策を講ずる。
 - ① 販売事業者等に対する改善指示書の交付。この場合、改善事項を明示するとともに改善計画書を提出させ実施結果を報告させる。
なお、事故発生総合振興局等と所管総合振興局等が異なるときは、事故発生総合振興局等と所管総合振興局等が協議（国所管の場合は本庁担当課と国で協議）の上、販売事業者等に対する改善指示書の交付を行う。この場合、事故発生総合振興局等は所管総合振興局等へ改善の実施結果の確認を求めることができる。
事故発生場所が権限移譲先市町村である場合で、所管行政庁が道である場合に、権限移譲先市町村から改善の実施結果の確認を求められた場合には、回答するものとする。
 - ② 類似事故防止のための消費者啓発、LPGガス関係業界、販売事業者等への改善指導を行う。

- (3) 前記(1)又は(2)の結果については、本庁担当課（本庁担当課にあっては北海道産業保安監督部）に連絡する。

7 事故報告

- (1) A級事故又はB級事故の場合は、事故発生の日から7日以内に本庁担当課（本庁担当課から北海道産業保安監督部に対しては10日以内）に報告する。
提出書類は、様式2、様式3とし、事業者から提出の液石則様式第57又は様式第57の2の事故届（写）を添付し、新聞記事や写真、図面等があれば添付する。
また、事故現象がCO中毒事故である場合は様式4について添付することとし、埋設管事故である場合は様式5を添付する。
本庁担当課は、液石則様式第58又様式第58の2にこれら書類を添付して北海道産業保安監督部に提出する。
- (2) C級事故の場合は、1ヶ月分をとりまとめ、翌月7日までに本庁担当課（本庁担当課から北海道産業保安監督部に対しては10日まで）に報告する。提出書類等にあっては上記と同様とする。
ただし、充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難にあっては、液石則様式第58の事故の状況欄における別紙については、様式2に代えて様式2-1とする。（以下同じ）
- (3) 報告書（様式2）の「報告段階」の項目については、原因調査等を含め、事故報告が完了する場合にのみ、『確報』にチェックを行う。
改善計画の実施が未完了であっても、確実な実施が見込める場合には、『確報』として構わない。その場合は、改善完了を確認後、別途、報告するものとする。
- (4) 発生箇所及び発生原因を不明として報告した事故については、原因が判明次第様式2により報告する。
- (5) 事故発生後、3ヶ月経過しても原因等が判明していない事故（充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難を除く。）については、「不明」となっている理由等を記載のうえ、経過後1週間以内に様式2により報告する。
- (6) 事故報告書提出後、事故の原因、被害状況、措置等の変更又は確定した事項があった場合は、追加報告を行う。

附則 この要綱は、平成13年 4月 3日から施行する。
附則 この要綱は、平成19年 5月31日から施行する。
附則 この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。
附則 この要綱は、平成22年 6月28日から施行する。
附則 この要綱は、平成24年12月 6日から施行する。
附則 この要綱は、平成26年 4月17日から施行する。
附則 この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。
附則 この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

別 紙

1 事故の規模、態様による区分

(1) 知事報告事故

- ・ A級事故、
- ・ 死者のあるB級事故
- ・ 社会的影響が大の事故（例：全国テレビ放送、全国紙大報道）

(2) 部長報告事故

- ・ 死者のいないB級事故
- ・ 社会的影響が中の事故（例：地方テレビ放送、全国紙ベタ記事・地方紙報道）

(3) 課長報告事故

- ・ C級事故

2 報告先

(1) 知事報告事故

- ・ 知事室秘書課、担当副知事秘書、総務部危機対策局危機対策課長
- ・ 経済部長、経済部次長
- ・ 経済部環境・エネルギー局長
- ・ 経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課長
- ・ 経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課産炭地・保安担当課長

(2) 部長報告事故

- ・ 経済部長、経済部次長
- ・ 経済部環境・エネルギー局長
- ・ 経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課長
- ・ 経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課産炭地・保安担当課長

(3) 課長報告事故

- ・ 経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課産炭地・保安担当課長

様式 1

[年 月 日 時 分現在]
(報告者所属氏名)

事 故 発 生 報 告

1 発生日時（時間は 24 時間呼称による。）

・ 年 月 日 時 分

2 発生場所等

・ 住 所
・ 施 設 名（建物用途） ()
・ 消費者名

3 事故種別

・ 漏えい／漏えい爆発／漏えい爆発・火災／漏えい火災／CO中毒／酸欠

4 人的被害（有 / 無 / 確認中）

・ 死 者 名（うち第三者 名）
・ 重傷者 名（うち第三者 名）
・ 軽傷者 名（うち第三者 名）

5 物的被害（有 / 無 / 確認中）

・ 内 容：

6 火災認定（有 / 無 / 確認中）

7 事故発生箇所

- ①ガス栓
- ②消費機器（燃焼器との接続管等含む。）
燃焼器名称：
- ③配管等
- ④メーター
- ⑤調整器
- ⑥高圧ホース
- ⑦供給管
- ⑧集合装置
- ⑨バルク貯槽等
- ⑩充てん設備（許可区分：高圧法・液化石油ガス法）
- ⑪貯蔵施設
- ⑫充てん容器又は残ガス容器
- ⑬その他

⑯不明

8 販売事業者等の名称等

①名称（販売所名含む）：

②販売所所在地：

③連絡先：

④所管行政庁：

9 事故概要等

①事故の概要

②推定原因

10 職員の現地派遣（有／無／確認中）

・監督部／本庁担当課／振興局等／その他（ ）

様式3

〇〇第

号

年月日

経済部環境・エネルギー局
環境・エネルギー課
産炭地・保安担当課長あて

〇〇(総合)振興局産業振興部商工労働観光課長
後志総合振興局小樽商工労働事務所長

液化石油ガス一般消費者等事故報告について

(年 月分)

当月に発生した事故は、下記のとおりです。

記

事故件数	死者	重傷者	軽傷者
件	件	件	件

様式4

C O 中 毒 事 故 別 添 資 料

1 通報状況

- ・販売事業者がいつ事故を知ったか 年 月 日() :
 - ・行政機関（総合振興局等）への通報 年 月 日() :
- ※通報遅延等の場合の理由

2 事故の原因

- ・燃焼器具が不完全燃焼を起こした原因
- ・燃焼排ガスの室内流入原因等、当事者がC O中毒に至る経緯

3 事故に係る消費者宅の状況

- ・建築年月 年 月
- ・入居年月 年 月
- ・事故発生現場の間取り図（燃焼器具の設置場所及び排気筒経路を含む）
別添のとおり
- ・燃焼器具の設置状況（メーカー名、型番、型式、設置年月）
- ・燃焼器具のすす、埃の付着状況
- ・事故当時の燃焼器具等の使用状況（換気扇、レンジフードの使用状況を含む）

- ・事故後のC O濃度測定結果（間取り図等に測定個所明示のこと。）
ア 燃焼器具周辺 ppm %
イ 排気筒周辺 ppm %

4 排気筒の設置状況

- ・排気筒の図面 別添のとおり
- ・排気筒の材質 露出部： 隠蔽部：
- ・排気筒の接続状況及び腐食の状況 露出部： 隠蔽部：
- ・排気筒の施工業者及び特監法に基づく表示の有無
ア 排気筒の施行業者
イ 特監法に基づく表示

5 安全器具関係

- ・C O警報器の設置及び作動状況

6 被害者宅（共同住宅にあっては、他の室含む）の緊急時連絡、対応状況（緊急保安台帳により確認）

- 過去の被害者等からの通報等状況
- 通報等があった場合の対応状況

7 被害者宅におけるCO中毒事故防止対策（事故発生前）の状況

- CO濃度測定等の調査状況（調査年月日、調査結果）
- 燃焼器具交換（不完全燃焼防止装置付き燃焼器具へ）に係る消費者等への要請状況（要請年月日及び内容）

8 販売店の今後の対応予定

（燃焼器具、排気筒の交換予定やCO警報器の設置予定等～計画書等があれば添付する。）

様式5

埋設管事故別添資料

1 通報状況

- ・販売事業者がいつ事故を知ったか 年 月 日() :
- ・行政機関（総合振興局等）への通報 年 月 日() :

※通報遅延等の場合の理由

2 事故の原因

- ・埋設管（配管又は供給管）が腐食又は損傷した原因
- ・LPGガスの室内や地下ピット等へのLPGガス流入経路

3 事故に係る建築物等の状況

- ・建築年月 年 月

4 埋設管（配管又は供給管）等の設置状況

- ・埋設管（配管又は供給管）の配管図（事故に係る建築物との位置関係や配管経路、ガス漏えい検知装置及び絶縁継ぎ手の設置箇所も明示すること） 別添のとおり
- ・埋設管（配管又は供給管）の材質、防食措置の有無及び設置年月
 - ア 材質
 - イ 防食措置の有無
 - ウ 設置年月 年 月
- ・腐食防止対策の状況（電気的絶縁継ぎ手の設置の有無及び設置場所）

- ・ガス漏えい検知装置（漏えい検知装置の種類は埋設管維持管理マニュアル改訂版 P15~P16 参照のこと）の有無及び種類、作動状況

5 埋設管（配管又は供給管）に係る事故前の維持管理状況等

- ・埋設管管理台帳の記載状況
- ・定期自主漏えい試験（1年に1回）の直近の実施状況及び結果
- ・腐食測定器を用いた測定の実施状況（埋設管維持管理マニュアル改訂版による対象となるものに限る）
- ・事故発生前に埋設管改善に係る要請等を行っていた場合の要請状況（要請年月日及び内容）

6 事故発生建築物等の緊急時連絡、対応状況（緊急保安台帳により確認）
• 過去の通報状況

- 通報等があった場合の対応状況

8 販売店の今後の対応予定（改善予定、改善方法）